

本法人は、令和7年3月26日の理事会において、役員及び教職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制整備に関し、コンプライアンス宣言を以下の通り決定しました。

学校法人多摩美術大学 コンプライアンス宣言

令和7年4月1日制定

本法人の役員及び教職員は、その運営経費が学費および公的な助成金による支援であることを自覚し、公正かつ効果的・効率的な利用を行います。

また、確固たる倫理観をもって本法人の業務を適正かつ公正に遂行するため、法令及び寄附行為その他の本法人諸規程並びに下記1～7を遵守します。

記

1. 人権の尊重

役員及び教職員並びに学生一人ひとりの人格及び人権を尊重するとともに、あらゆる差別やハラスメントを許さず、健全で活気のある環境の整備に努めます。ハラスメントの発生を予防するために、「学校法人多摩美術大学ハラスメント防止規程」等の関係規程の周知・徹底を全教職員に対して行います。

2. 法令の遵守

関係法令及び学内諸規程を遵守し、健全かつ適正な業務遂行に努めます。

3. 社会的使命の自覚

本法人の果たすべき社会的使命を自覚し、本法人の名誉や信用を毀損することのないよう、教育・研究での貢献とその成果の発信に取り組みます。

4. 秘密情報の保護

個人情報保護法その他の法令、「学校法人多摩美術大学個人情報保護規程」等に基づき業務上知り得た機密情報や学生個人情報の適切な管理と保護を行います。

5. プライバシーの尊重

本法人の役員及び教職員並びに学生一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報を取り扱うに当たっては、細心の注意を払い、適正な管理に努めます。

6. 安全衛生の確保

労働や安全衛生に関する法令や学内諸規則等を遵守し、安全衛生の確保に留意した学習環境及び職場環境の向上に努めます。

7. 大学資産等の適正な管理

本学が所有する資産（設備、備品、資金等）及び外部資金は正当な業務目的にのみ使用し、滅失または毀損を防止すべく細心の注意をもって適正かつ効率的に管理します。

以 上